

令和2年第4回定例会総務委員会会議録

令和2年12月14日

午前10時～午前11時32分

全員協議会室

出席者氏名

久米原孝子	委員長	加藤 勉	副委員長
札野 章俊	委員	金剛寺 博	委員
滝沢 健一	委員	大竹 昇	委員
鴻巣 義則	委員		

執行部説明者

副市長	川村 光男	総務部長	菊地 紀生
市長公室長	龍崎 隆	議会事務局長	森田 洋一
危機管理監	出水田正志	会計管理者	吉田 宜浩
危機管理課長	中嶋 正幸	人事課長	酒巻 秀典
秘書課長	猪野瀬 武	企画課長	木村 博貴
牛久沼プロジェクト課長	大久保雅人	人事課長補佐	藤平 浩貴（書記）

事務局

課長	松本 博実	係長	矢野 美穂
----	-------	----	-------

議題

議案第1号 市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

議案第10号 和解に関することについて

議案第11号 令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号）の所管事項について

久米原委員長

皆さん、おはようございます。

本日、傍聴の申出がありますので、これを許可いたします。

【傍聴者入室】

久米原委員長

ここで、傍聴の皆様一言申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。

本日の議案審査につきましては、感染症対策と体調管理に努めるため、一時間を目安に休憩を取りながら、会議を進めてまいります。また、説明員につきましても、議案に関連する所管課の出席とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第10号、議案第11号の所管事項、以上、3案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査にはいります。

議案第1号、市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

菊地総務部長。

菊地総務部長

議案書の1ページ、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

議案第1号、市税外諸収入の延滞金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてになります。

これは令和2年度の税制改正によりまして、利子税・還付加算金等の割合の引き下げに合わせて地方税法が改正されたことにより、地方税法を準用している本条例を改正しようとするものになります。

条例の改正内容につきましては、1点目、延滞金の算出に使っていた「特例基準割合」という名称が「延滞金特例基準割合」に変更されたこと。2点目が、特例基準割合が「前々年の10月から前年の9月」の各月の短期貸出約定平均金利であったものが、延滞金特例基準割合では「前々年の9月から前年の8月」に改められたことなどが挙げられます。

なお、令和3年1月1日以降の期間に係る延滞金に準用するものですが、この改正を行いましても延滞金等の算出額に直接影響を及ぼすものではありません。

説明は以上になります。

久米原委員長

執行部の説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

久米原委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

久米原委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第10号、和解に関することについて執行部から説明願います。

龍崎市長公室長。

龍崎市長公室長

議案書の15ページになります。

議案第10号、和解に関することについて、でございます。

平成30年度龍ヶ崎市道の駅護岸改修工事の工事中止に関し、当該工事に係る実施設計業務受託者、つくば市にありますセントラルコンサルタント株式会社茨城営業所と和解することについて、議会の議決を求めるものでございます。

まず、和解の経緯についてでございますけれども、市がセントラルコンサルタントに対し発注いたしました平成29年度龍ヶ崎市道の駅護岸実施設計業務委託で、成果品として納められた設計書に基づき市が実施した平成30年度龍ヶ崎市道の駅護岸改修工事において試験施工及び試験作業を実施したところ、工事の安全性が確保できない状況であったため、作業を中断することとなりました。

その後、施工箇所の地盤の状態を確認するため、セントラルコンサルタントが新たに実施した牛久沼地質調査の結果、沼内はヘドロ状の堆積層が厚く全体的に分布していることや地盤が軟弱であることが判明し、護岸設計の修正等が必要となったため、平成31年1月16日をもって、護岸改修工事は中止となったものでございます。この工事中止に伴いまして、龍ヶ崎市は護岸改修工事の請負事業者に対し、総額878万3,491円の出来高精算金を支払ったところでございます。

和解の内容といたしましては、護岸改修工事の中止により、当市が工事請負事業者を支払った精算金のうち、6割に相当する527万円をセントラルコンサルタントが龍ヶ崎市に支払い、一方、セントラルコンサルタントが当時、新たに実施した牛久沼地質調査の費用相当額482万7,600円を龍ヶ崎市がセントラルコンサルタントに支払うことで和解しようとするものでございます。

なお、護岸の修正設計につきましては、これまでセントラルコンサルタントの負担により実施されており、現在報告書を受けて河川管理者である茨城県の竜ヶ崎工事事務所

に確認を行っていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

この議案 10 号については、一般質問もありましたし、本会議質疑でも答弁があったところなんですけど、それを踏まえてですね、数点についてお聞きしたいと思うんですけど。

まず、損害賠償ということになるとですね、私の考えでは工事中止となった主原因がどこにあるかという点と、それについての関与の割合、また護岸工事に関する費用としては、今回、工事請負事業者の精算金と作業中断後に行った調査費については、この議案 10 号の中にも触れられているところなんですけど、もう一つ、実施設計費として 918 万円という費用があって、合計すると 2,279 万 1,091 円についてですね、和解協議がされるべきだというふうに思っているんですけど。

第 1 点目は、この工事ができなかった原因というのは議案にあるようにへドロ状の堆積物、軟弱地盤によるものであることは確かですが、その前をたどっていくとですね、この工事ができなかった法面工法というのが決定された、そういう過程においてですね、それがどれだけ関与していたのかという点と、また市としてはこの工事不能の主原因という点をどのように認識されているかについて、まずお聞きをいたします。

大久保牛久沼プロジェクト課長

まず 1 点目ですけれども、法面工法に至った経緯ということでございます。

法面工法についてはですね、当初、平成 28 年度に策定した道の駅の基本計画の中ではいわゆる矢板式の護岸ということで、基本計画はまとめさせていただいたところなんですけど、実際、実施設計に着手をした際に、それを踏まえた護岸の健全度調査などからですね、いわゆる地盤に液状化層があることがわかりました。

それを踏まえて実施設計の方も工事事務所、県の河川課と協議してきたところなんですけど、そうした場合に当初の矢板工法ですといわゆる液状化対策を考慮しなければいけないということで、矢板の長さが液状化を対策するために当初計画したよりも深い長さの矢板を打ち込んでいかなければならない。

そうした場合に、当初、基本計画で整備費を 1 億 4000 万円としたところなんですけど、その場合、工事費として概算ですけども約 10 億円以上かかるということで、そういった事業費の部分で新たな検証を進めてきた中で、いわゆる液状化対策を考慮しないで護岸を安定化させる方法として、既存の護岸を活用した法面工法というところに至ったところでございます。

申し訳ございません。もうひとつのご質問は……。

金剛寺委員

市としては、この工事ができなかった主な原因はどこにあったのかというのを、どのように認識されてるかという点です。

大久保牛久沼プロジェクト課長

やはりそのヘドロ層というものが、想定外の深さがあったということ。当初は我々とコンサルの方としましては、いわゆる法面工法で土嚢を積んで止水対策をして工法していこうと思ってたところなんですけど、当然、沼内で軟弱であるということは想定していたところなんですけど、その実施設計を進めていく中で設計コンサル側の方も、そういった経験のある大手ゼネコンのアドバイスや全国土のう積層協会という協会がございまして、そこなどからもアドバイスをいただきまして、土嚢を現場で積み重ねていくことによって調整可能だというような判断もいただいた中で、我々としてもそれで現場の方で対応できるかなというところで、その安全性も確保するために試験施工という形をとらせていただいたんですが、その中で土嚢の安定化が図れなかったということで工事の中止に至ったというような経緯でございまして、やはり理由としましては想定以上に地盤が軟弱であったということと、合わせて当然、それを予測できなかったかっていうところに至るかと思うんですが、やはりそれは我々としても、想定以上だったという部分は、結果的に工事中止にいたったという部分については、責任を感じてるところでございませう。

金剛寺委員

わかりました。

このセントラルコンサルトってというのは、いろいろこの道の駅計画には最初から携わった企業でもあるし、現状を全然知らないっていう会社ではないと思うんですよね。だからポンと法面工法が決められて、この設計だけやるということではなくて、この法面設計が決められた過程にも、このセントラルコンサルト会社に関与してたというふうなことだと思うんですけど、いいでしょうかね。はい。

次の質問にいけます。

もう一つは実施設計費用のこの 918 万円についてです。今回、この協議内容については議案の中には触れられてないというところなんですけれども、この実施設計費用については、損害賠償の協議の中ではどのようにされたのか。

また実施設計は契約ですので契約時の仕様書的なものもあると思うんですけど、その中にどのように書かれてるのか、その辺についてお伺いします。

大久保牛久沼プロジェクト課長

まず、我々が修正設計を指示した根拠としましては、工事の一時中断に伴いまして、検証と場合によっては設計の修正を求めていかなくちやならないというところで、契約の契約約款に基づく修補を指示したところとございまして、それに基づいて設計コンサルの方は修正設計を進めたというところとございませう。

当然、我々の認識としては修補としての業務でございますので、その修正設計の費用については我々の方で負担するという考えはない。そういうことでその修正設計の費用についてはコンサルの方で負担していただいたというようなところでございます。

金剛寺委員

この 918 万円というものを、そのまま修正設計の費用も含めて、これでやっていただくということだと思うんですけど、修正設計と言うと工法が変わるわけだけど、その同じ通り護岸工事をやるっていうことを前提に考えられてるのではないのかなというふうに思うわけですけど。

道の駅計画には今回の一般質問でも色々意見があったところですよ。基本計画通り進めるのだったら、当然、護岸工事も同じような地域でやらざるを得ないかとは思いますが。

現状では、この基本計画通り進めるっていうことには、まだ、なっていないんじゃないかというふうに私は認識しているわけですけど。

この修正設計は基本計画通り護岸工事をやるものを、ただ別方式でやるのを修正設計されているというようなことだと思うんですけど。この辺の護岸工事の前提について、まず、お聞きをします。

大久保牛久沼プロジェクト課長

修正設計を進めてきた経緯としましては、当時の護岸工事の契約期間が年度末の工事期間だったということもございます。

それと、工事の一時中止になったのが 11 月ということで、まだ若干工事期間があったということと、あと、工事の期間がやはり牛久沼については土地改良区で水稻の用水として利用してますので、水稻期間については工事ができないというところで、やっぱり工事ができる期間も限られてくるというところもございまして、まずは工事期間内に何とか工事の方を再開できないか、というところでもまず検証を進めてきたところもございまして、その一連の業務の流れとして今回修正設計までは行っていただいたというようなところでございます。

金剛寺委員

この法面工法に代わる方式として自立式矢板工法というのが議会でも出されてはいましたけど、費用がどのくらいかかるかということもね、まだ明確にはなっていないと思うんですけど。

そうしますとですね、私としては一旦この和解は和解で全部精算をして、そのあと道の駅計画を新たにどうするかによって、護岸工事もそれと一緒に計画をすべきというふうに思うところですけど。今後、議会に対しては、護岸工事についてどのように報告されていくかだけお聞きします。

大久保牛久沼プロジェクト課長

まず最初に新しい護岸整備費の概算でございますけども、本当に今現在では概算の概

算ということでございますけども、距離が約 700 メーターで約 5 億円強というような、今、試算でございます。

続きまして、今後議会に対してということでございますが、まず護岸工事中止については議会の全協の方でも、ご報告させていただいた経緯もございます。

今、現在その護岸につきましてはいわゆる技術的な部分の変更がないということで、内容の確認ということで竜ヶ崎工事事務所の方に確認をいただいているところでございます。

そういった状況も見せることができたものですから、今回は和解として、議案として出させていただいたところございまして、そういった部分ですね、きちんと県からの回答もいただいた上で、それを踏まえて改めて護岸工事費の積算等も行っていきたくと思っていますので、そういったものが明らかになった場合、議会の皆様にもご報告はさせていただきたいと思っております。

金剛寺委員

質問は以上ですけど、和解だけにとどまらずですね、護岸工事そのものも道の駅計画と密接に関連した内容ですので、道の駅計画をどうするかも含めてね、今後護岸工事私もとしては一緒に進めて議会にも報告をいただきたいということで終わります。

久米原委員長

ほかにありませんか。

大竹委員。

大竹委員

金剛寺委員の質問で私が質問する内容もかなりわかりましたけれども、やはり作業が中断するという事態自体ね、非常に穏やかではない。それから事前の調査というのがちょっと問題があったのではないかなと感じました。

そういう中で、そもそも論になりますけどね。護岸工事に伴い、確か平成 20 年だと思えますけども、生物多様性基本法っていうものができ上がっていて、これは当然自然共生社会づくりや地域における生物多様性の保全、今回の議会でも一般質問でやらせていただきましたけども、SDGs の特にその環境の観点から見てもね、持続的可能な開発の取り組みというそういう問題はね、おそらく龍ヶ崎市の方も認知しているとは思ったんですけども、その整合性をどのような時点で検討したのか検討してないのか。その辺のことをお聞かせください。

大久保牛久沼プロジェクト課長

整合性っていいですか、大きい意味での環境配慮っていう部分でお話をさせていただきますと、やはり先ほど言った護岸が法面の工法になった経緯っていうのは先ほどご説明させていただいたかと思うんですけど。

その法面にしたメリットとしましては、やはり法面そのものの素材がやっぱり土によるものでございまして、そこに植栽をさせていただいて、ある程度その土を固めていく

っていう工法でございまして、そういった部分では牛久沼の景観いわゆる自然にマッチしたのようになってるというふうには考えているところなんですけど、ただ、その法面の護岸についてはやっぱり永久的なものではなくて、やはり沼の水によって侵食される護岸でもございますので、一定程度の期間を置きますと、やっぱりメンテナンス等も必要になってくる護岸でございまして。

そういった場合、メンテナンスの場合には水をせき止めるなどの措置も必要になってきまして、いわゆる牛久沼全体の環境負荷という部分を考えて、やはり影響はあるのかなというふうに思っております。

今回修正した護岸につきましては矢板式の護岸ということになるんですが、こちらについてはその景観という部分ではその矢板式護岸にいたしますと、いわゆるメンテナンスというのは基本的になくなるもので、牛久沼の環境負荷の部分ということでは優れているのかなというふうに思っております。

大竹委員

最後のほうの言葉でね、今度はコンクリートの矢板で1億4,000万円から始まって、今度は法面方式になる、それはある程度環境を考えて、今現在としては、先ほども矢板を打つと5億円位予算がかかるという世界で私からみていると経済的な論理だけで道の駅をある程度作っていかうというね。何かこうちょっと強引さが見られるような感じがするんですよ。

それで最初の言葉を聞いてもメンテナンスがなくなる、では、その生物はどのような環境になっていっちゃうんだろうか。植物に対してもまた魚とかそういう形に対して、そのような配慮は全然答えが聞けないんですよ。

あくまでも経済的なメンテということになればそもそも17億円から始まったものが1億4,000万円で予算を計上したのが5億円になる。これは正直言って事業自体の根幹が大きく狂っていくという世界なもので、これは金剛寺委員からもありましたけど、もう一度基本計画の見直しをしなくちゃならない。

私から見ると、そもそもこういう状況になっちゃったというのは、あそこに立地させるというところの事前の調査なり事前の協議が庁内でよくなされていなかったんじゃないかなって想定されるんですけども、その辺どうなんですか。

大久保牛久沼プロジェクト課長

平成28年度に道の駅の基本計画を策定する以前に、道の駅の基本構想というものを策定してくる中で、候補地として、現在の整備地の他にもいくつか、合わせて3案で検討をしてきたという経緯がございます。

当然それについては庁内関係各課でいろいろ協議をしながら、最終的にその構想の中で現在の整備地にまとめ上げていったというような経緯もございますので、ある程度やはり庁内で議論が協議があったものと私は認識しています。

大竹委員

事前協議をしたけども、結果的にはこういう結果になってしまったっていうご答弁で
ありましたが、それでもう一度確認したいのは、法面工法に変わった理由は先ほど
もヘドロ層で状況が悪いので 10 億円もかかっちゃうんでこれはまずいなっていうこと
で、法面工法でいろいろ調べたり、コンサルと話したりという話で工法が変わったって
いうけれども、このときの予算はどのくらいの予算を計上したのでしょうか。

大久保牛久沼プロジェクト課長

法面工法に至った経緯としましては、液状化対策をしないことと、やはり基本計画で
護岸の整備費が 1 億 4000 万円ということになっていましたので、その数字に基本的
に合わせていこうということで、法面工法についても、事業費としては 1 億 4,000 万円を
見込んでたというところでございます。

大竹委員

はい、わかりました。以上です。

加藤委員

何点かお聞きします。

伊藤議員の一般質問で「設計業者からの成果品を市は受け取っている。ともに協議を
しながら設計を進めてきており、そういった経緯から弁護士にも相談しながら協議で負
担割合を決めましたよ」というような答弁を、確かされていたと思うんですが、私は、
出来高精算金は全額、これは私の考えですけど、設計業者が支払うべきで、そうでなけ
れば市が実施設計を発注する際の契約起工、要は仕様書や提供したデータの不備や不足
で、そういう甘さがあって市は 4 割を負担するにいたったのかなと考えているんですけ
ど、あくまでもヘドロ層が想定外だったことに、この負担割合についてはつみるのかど
うか。

最初の設計を発注する時の見通しが甘くて、割合については弁護士と相談してってこ
となので、4 割になんで決めたんだって話はしませんけど、繰り返しになりますけど、
出来高精算金は、私は本来設計業者が支払って、和解の中で出来高精算金、新たな地質
調査で修正設計。修正設計については先ほど契約約款に基づいてって話してましたけど、
やっぱり出来高精算の問題と、市は一般質問でも新たに必要な地質調査だったので、そ
れに基づく修正設計であって市が必要性を認めていけば、これ和解の中で一緒にしてい
て、何となく責任があやふやにさせているんじゃないかなって私思うので、それについ
て何かコメントがあればお願いします。

大久保牛久沼プロジェクト課長

まず沼の内部につきましては軟弱であることは想定してきたところなんですけど、これ
まで設計コンサルタントと護岸の設計協議をしてきた中で、先ほども説明させていただ
きましたけども、様々な見解や安定検査などから対応可能と当初、認識してきたところ
でございます。

しかし今回ですね、試験施工による工事の中止に伴いまして地質調査の結果から沼内

の想定以上の軟弱地盤であったことということは、重く、当然我々も受けとめなければならぬと思っておりますし、市として十分反省すべきところだと思っております。

加藤委員

まあ、よく反省していただいて、なんかこう……。回答はいいんですけど、なんかね、ちゃんとああいう事件っていうか、工事の中断がきたときに問題の本質というのをもうちょっときちんと整理してはどうかと思いました。今後も含めてですね。

最後にもう一件だけ、地質調査費は金額は482万7,600円って、この件についても一般質問で答弁されてるので、この金額について査定なり金額の妥当性ってどのように判断されてるのか、お聞きします。

大久保牛久沼プロジェクト課長

この金額につきましては、設計コンサルが調査会社に発注した書類につきましては市の方でも確認をさせていただいておりますし、本市におきましても、関係積算で積算をさせていただいておりますし、それと整合させた中では妥当というふうに認識をしております。

滝沢議員

工法についてですが、知識がないもんですから教えてもらいたいのですが、最初の土嚢工法で法面でやっていくっていう工法と矢板工法というのがあってですね。工事の方法によって止水の仕方に問題があったんですかね。

その土嚢で止水しようと思ったんだけど、土嚢では止水ができないっていう捉え方でよろしいですかね。

大久保牛久沼プロジェクト課長

まず法面工法として法面の護岸そのものに問題があったということではなくて、その法面の護岸を工事するにあたって、水をせき止める必要性があったものですから、それを土嚢で水をせき止めようとしたんですが、その土嚢が安定できないということで、土嚢じゃなくて矢板っていうことも検討したんですが、矢板の場合だと、やはりその水をせき止める矢板を打ち込む工事そのものが費用としてかなりかかってくる。

いわゆる矢板式の工法と護岸とほぼ変わらないぐらいの工事費がかかってくるということで、法面工法そのものを断念したというような経緯でございます。

滝沢議員

私の理解だと矢板でせき止めて止水して、水抜いて法面でやるから、その下に堆積しているヘドロ層があって、法面作った方がいいけどちょっと下がっていつちやうから駄目なのかなと思ってたんですけど。

だから、止水ができれば法面工法も可能は可能なんですかね。

大久保牛久沼プロジェクト課長

はい。止水ができれば基本的に法面工法は可能でありますけども、先ほどお話をさせていただいたんですけど、土嚢以外の止水工法っていうとやっぱり矢板を打ち込んで

水をせき止めるっていうことが、一番確実に水をせき止めることができるということなんですが、その矢板を打ち込む工事そのものが、やっぱり土嚢でせき止める工法と比較しても、工事費がかなり高騰してしまうということで、最終的にはいわゆる自立式矢板工法を行った護岸整備とほぼ近いような金額になってしまうということで、断念するに至ったということでございます。

滝沢議員

最初の土嚢工法だったら、仮に土嚢で止水できてればの話ですけど、土嚢でやった場合は、その土嚢は止水ができた場合はその土嚢は一旦取り除くような工法なんですかね。

今回新たにやろうと思っているのが矢板を止水したものを利用して、何て言うか、陸をそこまでせり出して伸ばしていくような工事を想定してよろしいですか。

大久保牛久沼プロジェクト課長

最終的に、自立式矢板護岸ということで今、修正設計の方を進めているところでございますけども、まず考え方としまして、これも説明が長くなるかもしれないんですけど。

その法面工法を断念して、護岸の様々な工法を検討していく中で、一番最初、基本計画の時には、やはり自立式矢板で検討してきたところでございますけども、その当時、県との協議の中で、液状化層があるということで、液状化対策をしていかなくちやならないっていうことで、当初考えてたものよりも長さのある矢板を打ち込んでいかなくちやならないということで、工事費が高騰してしまうということで断念したところでございますけども。

今回その法面工法を断念した後ですね、最終的に自立式矢板工法に落ち着いた経緯としましては、その県と協議をしていく中で、液状化対策として、県の見解としまして最終的にですね、いわゆる道の駅の整備地と6号国道の間に1メートルの高さを持った堤防がございまして、整備地内が液状化したとしても、その堤防でいわゆる6号国道とその反対側の市街地の浸水については対応できるということで、その整備地内については液状化対策を考えなくていいというような県の最終的な見解を示してくれたこともあって、そんなことで、護岸も当初は液状化対策しなければならない長さより短い護岸で対応できることになったことから、最終的にはいわゆる今後のメンテナンスの部分もある程度必要のない自立式矢板の護岸に落ち着いたというようなところでございます。

滝沢議員

自立式矢板工法が、これからの話でしょうけど、選定してなった場合っていうのは、当初3メートルぐらいせり出して打つような感覚だったと思うんですけど、それは県とか国とかの協議で、沼の面積が減っちゃうんですけど、その辺は大丈夫なんですかね。

大久保牛久沼プロジェクト課長

はい。その辺は県ともう十分協議してきましたので。その辺、県もご理解いただいているものと思っております。

滝沢議員

はい、わかりました。以上です。

札幌委員

議案に関しては、今までの事業に関して工事の精算をしなければいけないので、これはもう認めざるを得ないんだと思うんですけど。三つほど質問がありまして。

道の駅ということで名前はついてますけれども、牛久沼の観光地化ってということで事業が展開されていって、様々な欲が出て来てっていいですかね、変わっていったわけじゃないかなと思ってまして。

この道の駅から発して牛久沼の観光地化に至ったところの、今回工事の中断になりますので、この金額が出てますけど、今後の費用として精算する金額が他にないのっていうところを、まず聞きたいんですけど。

大久保牛久沼プロジェクト課長

まず、設計コンサルタント或いは工事の受注事業者と新たにこの和解以降に発生する金額というのはないということでございます。

あと、関連してなんですけど、いわゆる先ほど新しい護岸の整備費についても、概算の概算ですけども、5億円強かかるということもございます。

こちらについては当初、見込んでた金額より整備費が増額となるものでございますから、当初は県の当然負担をいただくべきところで協議をこれまで進めてきたところなんですけど、当然合わせて、県の負担増というものも当然求めていきたいと思ってますし、今いわゆる仕切り直しというようなこともございますので、その期間を活用しまして、護岸整備についての様々な支援策はないか、その辺もこの期間を利用しまして調査研究をさせてもらいたいと思っております。

札幌委員

この金額ですべてが終わるということによろしいですね。

そうしますと一旦これですべての道の駅計画の精算が終わったんですけど、そうすると、今までに既に支払った額ってというのが、出てると思うんですけど、その金額は幾らになりますか。

大久保牛久沼プロジェクト課長

今までにかかった経費でございますけども、今回の精算金を合わせて約2億円強ということでございます。

札幌委員

そうですね。それぐらいになっているんじゃないかなと思ってたんですけど。

この問題で皆モヤモヤしてるのは、これは不可抗力だったのか、人為的ミスだったのかっていうところなんじゃないかなって感じがするんです。

これだけのプロジェクトを中止するにあたっては、民間ではですね、普通はこれだけの大きな損失をおこすと責任の所在を当然問われる。その責任者は、当然、必罰を受け

るところなんですから。

どうしても行政というところですね、仕事を止めるというわけにも参りませんので、どんどんどんどん流れていくんだと思うんですけど。そこで責任の所在が曖昧になってしまうのは、今後の大きなプロジェクトに関しましても、良くないなというふうに思うんです。

はじめをどういうふうにとっていくのか、というところをどういうふう考えてるのかお聞きしたいと思うんですけど。

大久保牛久沼プロジェクト課長

今回、工事中止に至った経緯については、当然、市としても大きく反省していかなくちゃならない点だと思ってますし、今後こういったことのないように、今、仕切り直しという期間でもございますので、十分調査等をさせていただきながら、その上で改めてまた議会の皆さんへご説明させていただきながら、ご理解をいただいた上で、また進めていければと思っております。

久米原委員長

よろしいですか。他にありませんか。

鴻巣委員。

鴻巣委員

はい、少しだけ。

和解に関する事という議案ですので、和解金について、先ほどから市が4割負担あるよってことを一般質問やら質疑やらで聞いているけど、あんまりよく理解できないんだよね。本当に4割を市が払う必要があるのかなって。

ただ、できるっていわれたからやった訳で、それができなくなって、それが打ち合わせ等の中で市の方にも責任があるんだってということだけど、4割まで本当にあるのかどうか。弁護士まで入れてやったってということだから、それは認めるしかないしね。

そして、その業者にまたもう一度頼むということも、以前にも言ったけどね、普通なら本当に考えられないからね。自分が家建てようと思って設計を頼んだら、基礎が失敗してつぶれかかった。そうしたら、その設計業者にもう一回頼むなんていうこと普通はありえないからね。だからその点だけはもう重々反省してもらって。

そして結論からいうと反対してもしょうがないから、これは賛成する。おそらくここにいる委員さんも、皆渋々だと思うんだよ、賛成しても。納得はしてないけど。反対する人もいるかもしれないし、いるだろうけども、多分。

だから賛成する人もそういう状況だから、そのことだけは肝に銘じて。これから進めていくにあたって。議会で賛成もらったから、通ったらから良かったとかじゃなくて、これ重々に、そのことだけは反省してもらいたい。

そしてこれから先、進めるとか護岸がどうのこうのとかが言ってますけど、一つだけいえることは、市長が仕切りなおして言ったんだから、その仕切りなおしという意味を

よくとらえてもらって、議会ともよく相談してもらわなくちゃならないし。

そして仕切りなおして言ってる間に広報誌でああいう道の駅の記事を出されるから、よけいこんがらかっちゃうんで。仕切り直しなんだから、その意味をしっかりと考えてね。これからも事業を進めるという時、あるいはちょっとでも牛久沼に関して動き出す時は、きちんと議会に説明だけはしていただきたい。答弁も何もありませんから、そのことだけを肝に銘じてこれからもやってもらいたいと思います。

大久保課長もね、途中から来て本当に大変な思いをしているとは思いますが、これから先の進め方として、そういうふうきちんと議会へ皆さんに説明だけしてもらおうことをお願いします。

久米原委員長

ありがとうございます。

ほかにありませんよね。

【なし】

久米原委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第10号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

久米原委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第10号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

久米原委員長

賛成多数であります。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

休憩いたします。午前11時再開といたします。

【休憩】

久米原委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議案第11号、令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号）の所管事項について、執行部から説明願います。

菊地総務部長。

菊地総務部長

それでは、議案第11号、令和2年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

議案書の別冊1の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算では、当市での新型コロナウイルス関連経済支援策の第6弾としての

各種の事業のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により延期または中止となった主要な事業等に係る経費を減額補正をしております。

また、国の人事院勧告に基づき、議員及び特別職を含む職員の期末手当支給率の引き下げを反映させた他、時間外勤務手当や退職手当の変更など人件費の補正もしております。

11 ページをお願いいたします。

歳入から説明をいたします。

龍崎市長公室長

11 ページです。2 番目の箱になります。

国庫補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、6 件でございます。

まず、全体の概要をご説明いたしますと、今回の補正を含めまして、国・県事業を除いた市単独事業、これについては 11 億 1,259 万 1,000 円で、このうち臨時交付金が 7 億 9,460 万 5,000 円ということで財源を充当しているところでございます。

このページの下から 2 番目に地域企業活力向上応援事業費というのがございます。

これは県の補助金が入ることから、この臨時交付金の方も充当を減額したと、これが大きな 1 点目でございます。その他に既存の契約等が実施されまして、その差金等があつて充当の減額分が出たということで、これをそれぞれ財源を他の事業に振り替えたということでございます。

出水田危機管理監

一番下のところ、県支出金でございます。

消防費補助金でございます。消防団・自主防災組織連携促進支援事業費でございます。

内訳につきましては歳出のところで説明いたします。

13 ページをお願いいたします。

菊地総務部長

財産収入になります。

一般不用品売払収入といたしまして、消防関係自動車及び小型動力ポンプの売却収入分の 327 万 5,000 円を計上しております。

龍崎市長公室長

その下になります基金繰入金、地域振興基金繰入金 300 万円の減でございます。

これについては歳出のほうで出てまいりますシティセールスプロモーション事業の減額によるものでございます。

菊地総務部長

その下の繰越金になります。

繰越金の一般会計繰越金は本補正予算の財源調整のために、4,124 万 9,000 円を計上しております。

その下の諸収入です茨城租税債権管理機構派遣負担金と市社会福祉協議会派遣負担金は職員の給与改定による派遣先からの負担金の減額に伴うものになります。

龍崎市長公室長

その下、道の駅護岸改修工事精算金でございます。

これにつきましては先ほどの議案第10号に関連しての歳入となります。

15ページをお願いしたいと思います。

菊地総務部長

続いて歳出の主なものになります。

人件費の補正につきましては、国の人事院勧告に基づき議員及び特別職を含む職員の期末手当支給率の引き下げを反映させたものが主になりますので、これ以降の説明を省略をさせていただきます。

龍崎市長公室長

三つほど飛びまして、シティセールスプロモーション事業でございます。

これにつきましては、東京オリンピック・パラリンピックの延期に伴いましてパブリックビューイング関連予算を減額するものでございます。

二つ飛びまして、道の駅整備事業、負担金、補助及び交付金、牛久沼地質調査費につきましては、議案第10号に関連した支出でございます。

23ページをお願いいたします。

菊地総務部長

衛生費になります。

衛生費の予防費、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費になります。

職員手当につきましては、8月に設置いたしましたPCR検査センターの運営業務に従事する職員に対して支給をする時間外勤務手当と特殊勤務手当の増額分になります。

一つ飛びまして役務費です。

役務費はコミュニティーセンター12ヶ所分のフリーWi-Fiの回線使用料になります。

その下、委託料です。

委託料は、無線LAN環境構築につきましては、馴染コミセンを含むコミュニティーセンター12ヶ所にフリーWi-Fi用のアクセスポイントを設置するための委託料になります。

一つ飛びまして17番の備品購入費です。

備品購入費のうち43万9,000円は職員の出退勤時の検温を実施するための非接触式体表温度検知器の設置費用です。

357万円はWeb会議の運用を拡充するためにWeb会議用端末を30台購入をいたします。

龍崎市長公室長

同じくこの備品購入費1,711万8,000円のうち、793万1,000円につきましては、ご説明をいたします。

この 793 万 1,000 円につきましてはキャッシュレス決算の導入に合わせて当システムに連動タイプの自動釣銭機能付 POS レジ 5 台を購入する経費となります。

この POS レジの設置は市民窓口課，西部出張所，東部出張所，市民窓口ステーション及び税務課の 5 ケ所となります。これによって市民サービスの向上はもとより，窓口でのレジ処理の簡素化による混雑緩和，密状態の緩和を図ろうとするものでございます。

続きまして 25 ページをお願いいたします。中段の下になります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策費 300 万円でございます。

交付金，地域活性化イベント開催事業でございます。

これにつきましては，本年 3 月の駅名改称時に，新型コロナウイルス感染症の影響で開催ができなかった記念イベントの代替事業として，新しい生活様式に配慮した街歩きイベントを関東鉄道竜ヶ崎線開業 120 周年の記念事業と合わせて開催するための経費となります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して参ります。

29 ページをお願いいたします。

出水田危機管理監

上から 3 つ目の箱でございます。

消防費でございます。防災活動費，需用費でございます。

これにつきましては，防災の手引きを配布しておりますけれども在庫数が約 100 冊であることから，当初予算では間に合わないために 12 月補正予算で対応するものでございます。

その下は自主防災組織活動育成事業でございます。

報償費，需用費，委託料，備品購入費でございますが，自主防災組織連絡協議会と連携しまして，地域の防災組織，3 地区でございますが，これを支援することとして，地域防災力の向上を図ることを目的に流通経済大学との共催により，浸水想定区域と避難場所を通るウォーキングコースを設定いたしまして，各地区における災害のリスク，歴史や避難方法を認知させるものでございます。

併せて地域住民にハザードマップの内容を学ぶ機会を提供するとともに，災害時の自主的な避難行動に不可欠な高齢者における健康づくりの気運を高めるためのものでございます。

5 ページにお戻りください。

龍崎市長公室長

第 3 表，繰越明許費補正でございます。

一番上，戦略プラン策定費でございます。

これにつきましては，まちづくり市民アンケート調査の経費でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響から，次期最上位計画の策定作業を延期したことに伴いまして，当該アンケートの調査分析にかかる事業期間を延期するための措置ござ

います。

菊地総務部長

続きまして、その下第4表、債務負担行為補正の追加分になります。

22件ほど総務委員会所管分が該当しております。

5ページの一番最初の議場映像・音響設備保守業務委託契約から一番下の高速カラープリンタリース契約までの部分と、6ページをお願いします、一番上の納入通知書等作成及び封入封緘業務委託契約から5番目の地域イントラネットシステム運用サポート業務委託契約まで、続きまして7ページの中段になります消防等施設土地賃貸借契約（令和2年度）とその下の防災アプリ利用契約の二つについて、以上22件について追加になります。

そして廃止につきまして、一番下ですね7ページの一番下になります。

すでに債務負担行為として設定しておりました財務会計システム構築及び利用契約につきましては、次期戦略プラン策定にあわせまして導入時期が延期されたことから、今年度においては、契約事務手続きを行うために設定を廃止するものになります。

説明については以上になります。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

何点か質問させてもらいます。

最初は11ページの歳入の部分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の入れ替えが今回されてるんですけど、一般質問でもさせていただいたんで気が付いたところで、この例えば（情報推進分）で、3,146万5,000円という歳入は入れているんですけど、今回これに対する歳出の部分はないわけですよ。

ただ、よく見ると前回は、歳入1,600万円で歳出が6,000万円になっていて、この臨時交付金というのは自由に入れ替え可能だというふうには一般質問でも聞いたところですけど、途中の補正予算を組むときも、こういう形で単純に入れ替えだけするっていうことは可能なのかどうかだけお聞きします。

木村企画課長

わかりづらいので、もう一度整理させていただきますと、この（情報推進分）についてお話をさせていただきますと、これにつきましては9月補正において分散勤務とかWeb会議を対応できるように、イントラ系のネットワークの無線化を推進する予算として、先ほど6,000万円と金剛寺委員おっしゃったんですが、この部分は（感染症拡大防止分）で幾つか入っているので実際の予算は5,869万7,000円になります。

それを計上しているというような状況で、9月補正の時点ではその経費のうち、先ほどおっしゃいました1,641万円をコロナの交付金へ充当していると。残りの4,228万

7,000円は一般財源を投入というか手当しているというような状況になります。

そこで今回の補正では11ページにございますように6項目の新型コロナウイルス関連で増額になったり減額になったり、新規設定をしておりますけども、ここのプラスマイナスはゼロでございますので、その中で組み替えをさせていただいているという状況で、先ほど9月補正で一般財源で手当していた4,228万7,000円分に今回交付金として3,146万5,000円を追加で充当していくというような状況です。

これにつきましては、14ページの7番の電子計算費でここで国・県支出金と一般財源の入れ替えをしているという状況でございます。

国への申請につきましては、あくまで第三次申請とか最後の精算のところで入れ替えるなどして途中の期中ではやりませんので、ここは市の会計上の組み換えということでご理解いただければと思います。以上です。

金剛寺委員

今の点はわかりました。次いきます。

23ページの新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費の中の総務委員会関係のところでは1点は、Web会議用端末で30台購入というのが357万円入ってるんですけど、これは現在持っている台数もあるかと思っておりますけど、今回、30台追加して合計何台になって、これを使ってどのようなWeb会議というか、どのような活用構想を考えられているかについてお聞きします。

富塚情報管理課長

まず、ご質問のありました、現在稼働しておりますWeb会議用端末でございますが、現在20台で稼働しているところでございます。こちらに関しましては4月の専決予算におきまして、緊急措置として庁議の開催に最低限必要な台数として整備したものでございます。

今回のこちらに関しましては9月補正で計上いたしました庁内無線LANの整備等によりまして、通信費は抑制できるということもございまして、30台を追加で予算化しているところでございます。合計で50台での運用を考えているところでございます。

活用の仕方について考えているところでございますが、まず第1点目としまして、研修等に使うときに、現在だと20名が上限であるところ50名での研修等が可能になるということで、職員対象としましては各課1人程度集めての研修会ないしは外部研修でも50人程度の研修ができるというようなことを想定してございます。

もう1点につきましては、同日に複数の会議が重なった場合に20台では不足する事態が生じておりますので、こちらの場合の対応、もう1点としましては、災害対策本部会議を今回こちらのWeb会議システムを活用して行ったところですが、20台ですと部長以上の本部会議での情報共有しかできないということがありまして、避難所班等、各班長を含めた情報共有会議を実施するというのを想定しております。

また、議会の全員協議会での活用、こちらにも視野に入れた形での台数設定となってい

るところでございます。以上です。

金剛寺委員

わかりました。

次いきます。

同じくこの部分の自動釣銭機能付 POS レジ購入で 793 万 1,000 円、これ今の話で 4 ケ所に 5 台ということなんで、1 台で 100 万円以上するという高額なものだと思うんですけど、まず、現状ではいろんな納付書が使われてるんですけど、現状のままでこのシステムが稼働するものかということと、特段このくらいの規模になるとどういう機能がついているのかについても、お聞きしたいと思います。

木村企画課長

はい。

結論から申しますと、今回の POS レジの導入につきましてはキャッシュレス決済の導入にあわせて行うということで、先ほどの 5 カ所に加えて、キャッシュレス決済はたつのこアリーナ、湯ったり館、たつのこ産直市場の 8 カ所で導入を考えているところです。

キャッシュレス決済で対応しますのは窓口で交付します住民票ですとか戸籍または各種証明書の交付手数料また、たつのこアリーナですと施設の利用料、湯ったり館では入館料ですとかタオルの販売料金、あとはたつのこ産直市場ではもちろん農産物を購入いただいた時の代金などが対象になります。

納付書も対応するということになりますと、納付書でございますバーコード情報とキャッシュレス決済機器を連動させるという仕組みが必要となりまして、今後の調整、課題かなというところで検討をしていかなければならないというふうに考えているところです。

基本的には POS レジでございますので、例えば〇〇手数料で幾ら入ったという情報がすでに入力されてデータとして残るっていうのが POS レジですので、そういった機能を備えているということでございます。以上です。

金剛寺委員

すべての納付書でできるのかと思ってしまいまして、すいません。

そうすると、これは単純にお金のやりとりだけの話で、普通は納付書を持って納入しようと思ったら通常どおり窓口に行ってただ操作をしてお金を払うときはこのレジを使う恰好なんですか。

木村企画課長

そのようになります。

金剛寺委員

次は 25 ページのこの地域活性化イベント開催事業のところなんですけど、これは本会議の中でも質疑があつて、開催予定は 2 月から 3 月位でクイズラリー的な取り組みというふうに答弁があつたところなんですけど、ちょうどね、2 月、3 月がコロナの状況がど

うなっているかっていうのが、一番わからないところではあるんですけど。

この参加してもらおう人というのは、主に市外からの参加者を呼び込むことを目的としたものなのかどうかという点と、あとどのくらいの人数規模を考えているのかということと、また、これについて例えば市外の人だとどの時点で宣伝をしていくとか、いろんな問題があるかと思うんですけど、現状でお願いします。

木村企画課長

こちらについては、どのくらいの規模っていうのはまだ想定はしていないんですけど、お客さんについては、市内市外問わずと考えておりますけども、市外の方であれば関係人口とか交流人口の増加にもつながりますので、市外の方も多く来ていただきたいなというふうに考えておりますし、市内の方でも街を歩いていただくということであれば、いろいろ歩く中で買い物したりしていただくことも考えられますので、そういったことを期待しているというような状況でございます。

金剛寺委員

コロナの状況がどうなっているかというところが一番のところ、本来であればね、市外から来ていただきたいというふうに思うわけですけど、なかなかね、その辺がうまくいくかというところだと思います。

最後の質問で29ページの自主防災組織活動育成事業についてお聞きします。

中身についてはね、先ほどウォーキングと組み合わせたハザードマップを使ってのウォーキングだということでしたけど、これよく見ると消防庁の委託調査事業になってると思うんですけど、その内容を見ますと、今回はとりあえず、提案事業みたいなところで、各地区からいろんなやり方について募集をしてその中からまた採択をしていくみたいな格好になってますので、とりあえずこれそのものは今回1回きりで、あと新たにそういうことが全国展開の中でね、新たにまた予算がついてくるものか、その辺だけお聞きします。

中嶋危機管理課長

今、金剛寺委員がおっしゃっていましたが、当事業につきましては、まずですね、地域防災力の向上を図るために消防団または自主防災組織が組織の枠を超え他の防災組織等と連携しておこなう取り組みを全国で推進することを目的としております。その為の先進事例を蓄積するための単年度で採択された事業となります。

しかしながらですね、地域の防災力の向上を図ることや、防災教育で健康づくりの視点が重要視されることはあまりなくですね、防災教育と健康体力づくりを同時に取り組むことは初めてとなります。

そして今年度なんですけど3地区を予定しております。まず川原代地区を2月9日に予定しております、その他、西地区、北文間地区というようなこととなります。

今回採択を受けたことで来年度以降もどうするのかっていうご質問かと思うんですが、残りの地区、馴染、大宮地区もございまして、これについては購入した器具等もござ

いますので、今後委託の予定先と考えております流通経済大学とそのあたりは協議して参りたいと思います。以上です。

久米原委員長

木村企画課長。

木村企画課長

先ほどの謎ときのイベントについて、訂正させていただければと思います。

先ほど参加人数は想定はしてないというお答えをさせていただいたんですが、申し訳ございません。

今年の11月10日に実行委員会を組織しておりまして、JRさん、関東鉄道さんと関東鉄道レールファンクラブさんとの団体等で実行委員会を組織している中では、参加人数は1000人程度を予定しているということでございます。

コロナ禍ですのでちょっと難しいかもしれませんが、結構人気のあるイベントなので、実行委員会としては1,000人程度を目標としているということでございます。以上です。

金剛寺委員

はい、わかりました。

私の質問事項は以上なんですけど、この一般会計補正についてはコロナ対策についても、いろいろな形でされてるところで評価するところですけど問題は先ほどの議案10号との関係で、精算金その他が入っていますので、ここは反対せざるを得ないかなというふうに思います。以上です。

久米原委員長

ほかにありませんか。

【なし】

久米原委員長

別にないようですので採決いたします。

議案11号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

久米原委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。

議案第11号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

久米原委員長

賛成多数であります。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。